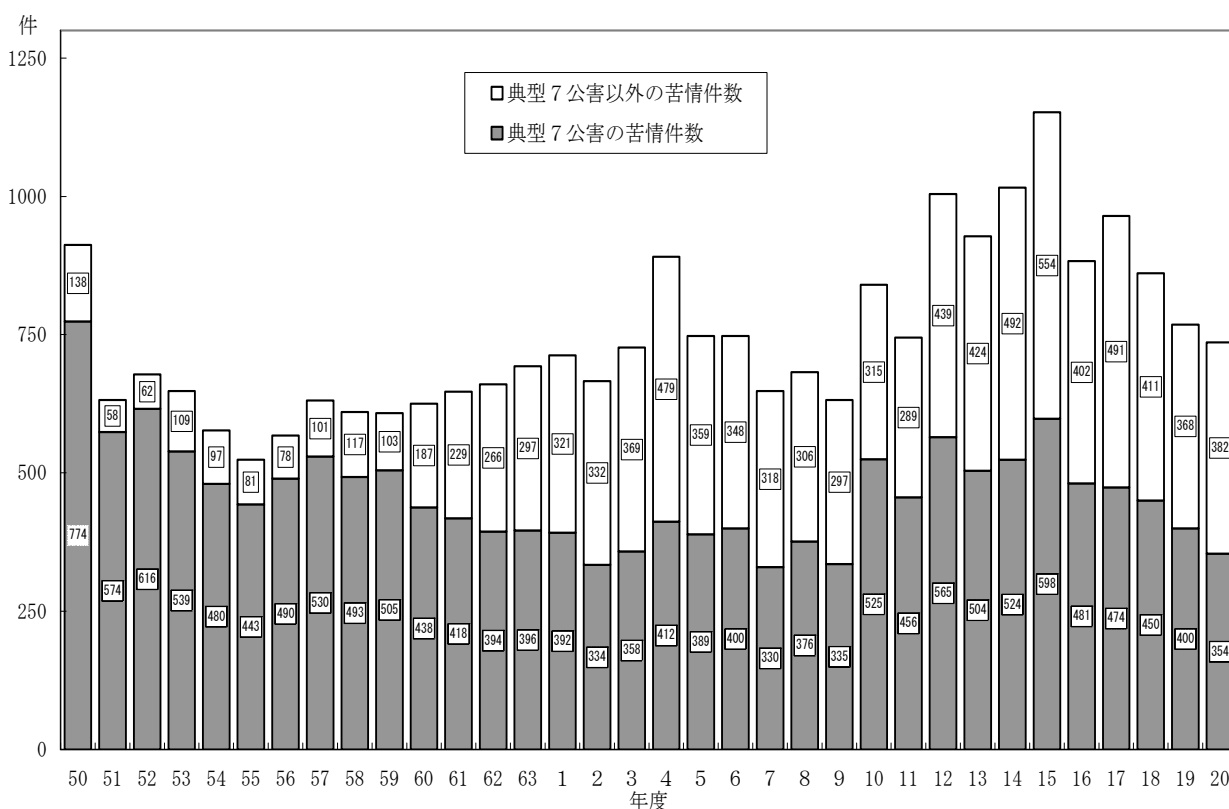


平成 20 年度公害苦情件数調査結果について

この調査は、平成 20 年度に県及び市町が取り扱った公害に関する苦情の内容をとりまとめたものである。なお、調査には、典型 7 公害の苦情のほか、公害苦情として処理された生活環境に関する苦情も含まれている。

1 公害苦情の受付件数

県及び市町が平成 20 年度に受付した（新規受付及び他の機関等から移送された）公害苦情件数は 736 件で、前年度の 768 件に比べ 32 件（4.2%）減少した。



図－ 1 公害苦情件数の推移

公害苦情件数の年度別の推移は、地盤沈下による特殊な公害苦情が大量に生じた昭和 46 年度の 2,093 件を最高に、51 年度に 600 件台と大幅な減少を示し、55 年度の 524 件までは減少傾向を示していた。56 年度から 4 年度は緩やかな増加傾向、5 年度から 9 年度は減少傾向を、10 年度から 15 年度までは増減を繰り返しながら増加傾向を示していたが、16 年度以降は、減少傾向での推移となっており、平成 20 年度は 736 件（対前年度 32 件減）であった。

公害の種類別では、典型 7 公害及び典型 7 公害以外の生活環境に係る苦情件数は、ともに平成 10 年度以降、増減を繰り返しながら増加傾向にあったが、平成 16 年度以降は、いずれも減少に転じており、平成 20 年度における典型 7 公害の苦情件数は、対前年度 46 件の減少となったが、典型 7 公害以外の生活環境に係る苦情件数は、対前年度 14 件の増加となった。

2 典型7公害に係る苦情

典型7公害とは、環境基本法に定める「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」及び「悪臭」のことである。

典型7公害に係る苦情件数は354件(対前年度46件減)で、公害苦情件数の52.3%(19年度全国70.3%)であった。

また、苦情件数を種類別でみると、大気汚染が100件(全苦情件数の13.6%、対前年度9件減)と最も多く、以下、水質汚濁93件(12.6%)、悪臭79件(10.7%)、騒音75件(10.2%)、振動7件(1.0%)の順となっており、土壌汚染、地盤沈下の苦情はなかった。

表-1 公害の種類別苦情件数の内訳

区分 年度	典 型 7 公 害								典型7公害以外の 苦 情	合 計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	計		
18	167 (19.4)	96 (11.1)	2 (0.2)	103 (12.0)	5 (0.6)	- (-)	77 (8.9)	450 (52.3)	411 (47.7)	861
19	109 (14.2)	93 (12.1)	2 (0.3)	91 (11.8)	7 (0.9)	- (-)	98 (12.8)	400 (52.1)	368 (47.9)	768
20	100 (13.6)	93 (12.6)	- (-)	75 (10.2)	7 (1.0)	- (-)	79 (10.7)	354 (48.1)	382 (51.9)	736
(参考) 全国 (H19)	23,628 (25.7)	9,383 (10.2)	281 (0.3)	15,913 (17.3)	2,000 (2.2)	34 (0.0)	13,290 (14.5)	64,529 (70.3)	27,241 (29.7)	91,770

(注) ()内は構成比(%)である。複数の公害苦情は主たる苦情で区分している。

3 典型7公害以外に係る苦情

典型7公害以外とは、廃棄物投棄、日照不足、通風妨害、夜間照明など典型7公害以外の公害を区分している。

典型7公害以外に係る苦情件数は382件(対前年度14件増)で、廃棄物投棄に関する苦情が202件と公害苦情の24.6%を占めており、そのほとんどが廃棄物生活系(家庭生活から発生した廃棄物)である。

その他は、空き地での雑草の繁茂、害虫の発生、動物の死骸放置等の自然要因によるものや日照妨害などである。

表-2 典型7公害以外の苦情の主な発生原因別件数の内訳

区分 年度	典 型 7 公 害	典 型 7 公 害 以 外 の 苦 情						計	合 計
		廃 棄 物 投 棄					そ の 他		
		生 活 系	農 業 系	建 設 系	産 業 系	計			
20	354 (48.1)	156 (21.2)	3 (0.4)	14 (1.9)	8 (1.1)	181 (24.6)	201 (27.3)	382 (51.9)	736
(参考) 全国 (H19)	64,529 (70.3)	10,118 (11.0)	399 (0.4)	1,606 (1.8)	1,388 (1.5)	13,511 (14.7)	13,730 (15.0)	27,241 (29.7)	91,770

(注) ()内は構成比(%)である。四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならないことがある。

生活系とは家庭生活から発生した生ごみ、電化製品などの一般廃棄物を、農業系とは畜産関係の動物の糞尿等の産業廃棄物を、建設系とは建設廃材を、産業系とは飲食店等に業務から排出されたごみ及び製造工場等で生じた金属くず・廃油等の投棄をいう。

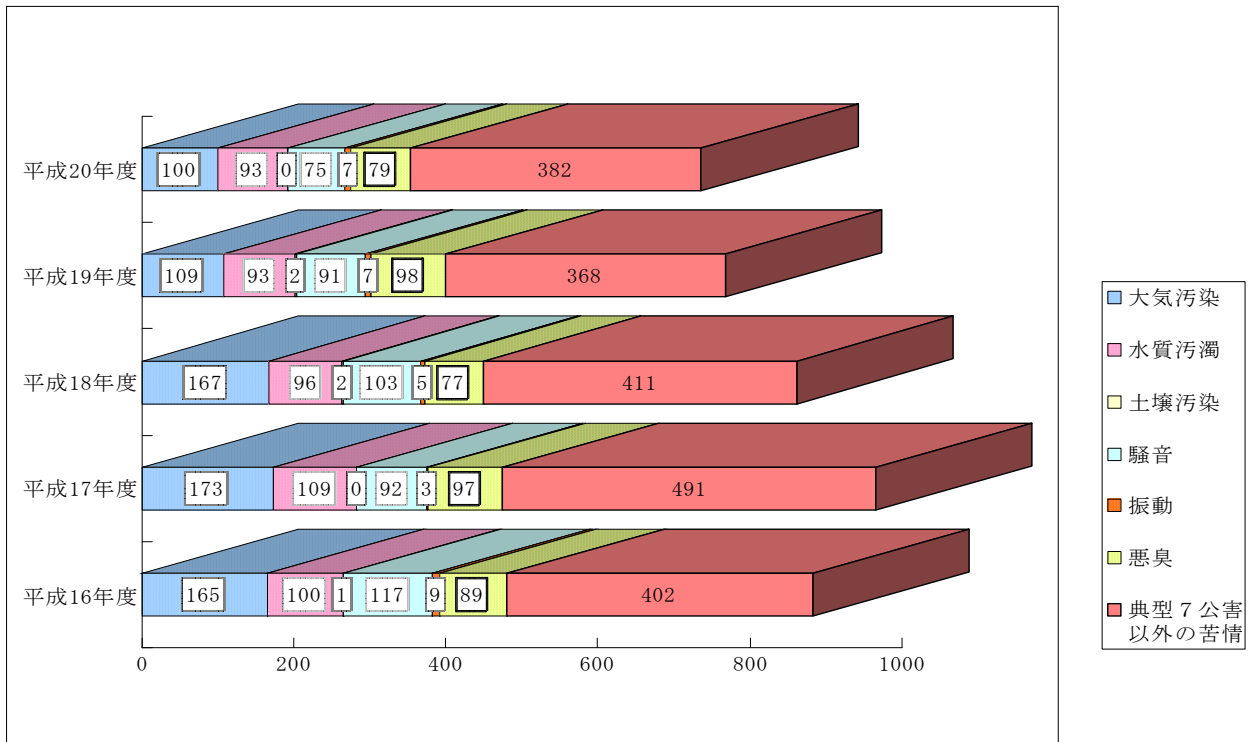


図-2 種類別公害苦情件数の推移

4 主な発生原因別公害苦情件数

公害苦情件数を主な発生原因別にみると、「自然系」が172件、「廃棄物投棄」が161件と件数は多いが、典型7公害で見た場合は、「野焼き」が60件、「流出・漏えい」が59件、「家庭生活」40件の順となっている。

表-3 公害苦情の主な発生原因別件数の内訳

主な発生原因	典型7公害						典型7公害以外			合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	計	
焼却(施設)	22				3	25		1	1	26
産業用機械作動	5		19	3	3	30				30
産業排水		20			3	23				23
流出・漏えい	13	37			9	59				59
工事・建設作業	1		14	3	2	20	3		3	23
飲食店営業		1	5		4	10				10
カラオケ			6			6				6
移動発生源(自動車)		2	1		2	5		1	1	6
移動発生源(鉄道)			1			1				1
廃棄物投棄					2	2	159		159	161
家庭(機器)		1	5			6	4		4	10
家庭(ペット)			6			6		4	4	10
家庭(その他)		17	2		21	40	7	9	16	56
焼却(野焼き)	57				3	60	6	3	9	69
自然系	1	3			3	7		165	165	172
その他	1	2	15	1	21	40	1	16	17	57
不明		10	1		3	14	1	2	3	17
計	100	93	75	7	79	354	181	201	382	736

5 公害の発生源

公害苦情件数を業種別にみると、「個人」が最も多く281件(38.2%)、「その他・不明」が227件と7割近くを示しているが、個人では「空き地での雑草の繁茂」、その他・不明では「廃棄物投棄」で原因者が特定できないため大きな割合を示す。

表－4 公害苦情の主な発生源の業種

区分 年度	農 林 水産業	建設業	製造業	運 輸 通信業	卸売・ 小売業、 飲食店	サービス業	その他	会社・事業所以外		合計
								個 人	その他 ・不明	
20	13 (1.8)	53 (7.2)	78 (10.6)	9 (1.2)	30 (4.1)	24 (3.3)	16 (2.2)	281 (38.2)	227 (30.6)	736

典型7公害の苦情について、発生源の業種別での内訳を見ると、会社・事業所以外の個人が108件(30.5%)と最も多く、次いで製造業72件(20.3%)、会社・事業所以外のその他・不明が50件(14.1%)、建設業44件(12.4%)、卸売・小売業、飲食店及びサービス業がそれぞれ25件(7.1%)等の順となっている。

表－5 典型7公害の主な発生源の内訳

区分 年度	農 林 水産業	建設業	製造業	運 輸 通信業	卸売・ 小売業、 飲食店	サービス業	その他	会社・事業所以外		合計
								個人	その他 ・不明	
18	19 (4.2)	60 (13.3)	65 (14.4)	10 (2.2)	38 (8.4)	41 (9.1)	14 (3.1)	144 (32.0)	59 (13.1)	450
19	11 (2.8)	65 (16.3)	67 (16.8)	12 (3.0)	29 (7.3)	35 (8.8)	18 (4.5)	104 (26.0)	59 (14.8)	400
20	14 (4.0)	44 (12.4)	72 (20.3)	8 (2.3)	25 (7.1)	25 (7.1)	8 (2.3)	108 (30.5)	50 (14.1)	354

(注) ()内は構成比(%)である。四捨五入の関係で構成比の合計が100%にならないことがある。

サービス業は不動産業、医療・福祉、教育等で、その他は鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、公務、分類不能の産業である。会社、事業所以外のその他・不明は、「どこからか悪臭が漂う」、「河川に魚が浮いた」等で発生源が判明できない場合である。

6 被害の発生地域別苦情件数

公害苦情を被害の発生地域別にみると、都市計画法による「都市計画区域」での苦情が 585 件(79.5%)、「都市計画区域以外の地域」での苦情が 151 件(20.5%)となっている。

都市計画区域の公害苦情件数を用途地域別でみると、「住居地域」が 283 件(38.5%)と最も多く、次いで、「市街化調整区域・用途地域の指定がない地域」が 210 件(28.5%)、工業系地域(準工業、工業及び工業専用地域)が 68 件(9.3%)、商業系地域(近隣商業及び商業地域)が 24 件(3.3%)の順となっている。

表－6 被害の用途地域別苦情件数の内訳

区分 年度	都市計画法による都市計画区域								都市計画 区域以外 の地域	合 計
	住居 地 域	近隣商 業地 域	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域	工業専 用地域	調整区域等 その他	小 計		
18	325 (37.7)	20 (2.3)	34 (3.9)	63 (7.3)	26 (3.0)	8 (0.9)	274 (31.8)	750 (87.1)	111 (12.9)	861
19	272 (35.4)	16 (2.1)	36 (4.7)	66 (8.6)	24 (3.1)	10 (1.3)	207 (27.0)	631 (82.2)	137 (17.8)	768
20	283 (38.5)	13 (1.8)	11 (1.5)	53 (7.2)	10 (1.4)	5 (0.7)	210 (28.5)	585 (79.5)	151 (20.5)	736
(参考) 全国 (H19)	(39.7)	(3.2)	(5.3)	(7.4)	(2.9)	(1.1)	(28.8)	(88.3)	(11.7)	(100)

(注) () 内は構成比(%)である。四捨五入の関係で構成比の合計が 100%にならないことがある。

7 被害の種類別公害苦情件数

公害苦情を被害の種類別にみると、うるさい、臭い、汚い、不快等の「感覚的・心理的」被害が 488 件(66.3%)とその大半を占めている。

次いで、その他(苦情申立人に直接被害が及ばないもの、環境悪化や外観上を問題とするもの)が 167 件(22.7%)、動・植物被害が 36 件(4.9%)、健康被害が 24 件(3.3%)、財産被害が 21 件(2.9%)となっている。

表－7 被害の種類別苦情件数の内訳

区分 年度	健 康	財 産	動・植 物	感覚的 心理的	その他	合 計
18	69 (8.0)	66 (7.7)	30 (3.5)	571 (66.3)	125 (14.5)	861
19	40 (5.2)	34 (4.4)	10 (1.3)	603 (78.5)	81 (10.5)	768
20	24 (3.3)	21 (2.9)	36 (4.9)	488 (66.3)	167 (22.7)	736
(参考) 全国 (H19)	6,051 (6.6)	2,375 (2.6)	2,466 (2.7)	67,366 (73.4)	13,512 (14.7)	91,770

(注) () 内は構成比(%)である。四捨五入の関係で構成比の合計が 100%にならないことがある。

8 公害苦情の処理件数

平成 20 年度に県及び市町が処理すべき苦情件数は、新規受理した 736 件及び前年度から繰り越された苦情 4 件の合計 740 件であり、このうち 687 件が直接処理（県及び市町の相談窓口等で処理）され、その処理率は 92.8%であった。

そのほか、他の機関へ移送したものは 26 件(3.5%)、その他（申立人が管轄区域外に転居した等）24 件(3.2%)、翌年度へ繰り越したものは 3 件(0.4%)となっている。

表－8 公害苦情の受付・処理件数等

区 分	件 数 (割合)	(参考) 全国(H19)
平成 20 年度に処理すべき苦情件数	740 (—)	
平成 20 年度に新規に受付した苦情件数	736 (99.5 %)	94.2 %
前年度から処理が繰り越された苦情件数	4 (0.5 %)	5.8 %
直接処理した苦情件数	687 (92.8 %)	85.3 %
他の機関へ移送	26 (3.5 %)	2.5 %
そ の 他	24 (3.2 %)	6.0 %
翌年度に繰り越された苦情件数	3 (0.4 %)	6.2 %

(注) 割合は、四捨五入の関係で合計が 100%にならないことがある。

(参 考) 平成19年度都道府県別公害苦情処理件数

公害苦情件数が最も多い都道府県 : 埼玉 県 8,374 件
 公害苦情件数が最も少ない都道府県 : 鳥 取 県 374 件
 公害苦情受付の総件数91,770件 : 全国平均 1,953 件
 人口10万人当たりの公害苦情件数 : 全国平均 71.8 件

図一 3 都道府県別公害苦情件数 (平成19年度)

(件)

